

保護者様

狭 山 市 教 育 委 員 会
狭 山 市 立 中 央 中 学 校
校 長 中 村 洋 一 郎

新型コロナウイルスの集団感染予防への対応に関するお願い

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の軽減のために、新しい生活様式を取り入れた中での学校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況と埼玉県教育委員会からの通知等を鑑み、狭山市教育委員会から、御家庭にお願いする対応と今後の対応を下記のとおりとすることの通知がありました。

つきましては、仕事に就かれている保護者様等におかれましては、出席停止や休校期間中の児童生徒の対応について、ご負担をお掛けする事態も予測されますが、引き続き集団感染防止の観点から御理解と御協力をお願いします。

記

1. 登校前に必ず健康観察を行ってください。健康観察の結果、児童生徒に発熱等風邪の症状（健康観察票の症状）が見られるときは、登校させないでください。

- ・ 解熱後24時間を経過し、かつ風邪の症状が改善していたら登校することができます。その間は「出席停止」となります。
- ・ 同居の家族に風邪症状が見られる場合も、登校させないで下さい。その間は、「出席停止」となります。

なお、医師の判断が出ている場合には、医師の指示に従って下さい。

2. 児童生徒が濃厚接触者であることがわかったときは、登校させないでください。

- ・ 濃厚接触者は、保健所が判断します。
- ・ 濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とします。登校については、2週間後の状況により判断しますので、学校に相談してください。

3. 児童生徒に次の症状があるとき、または、医師により感染の疑いがあると診断されたときは、登校させないでください。

(狭山市HP：新型コロナウイルス感染症予防を参照下さい。)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 風邪の症状や発熱が続く場合。(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 |
|--|

登校については、感染拡大の状況や医師の判断等によりしますので、学校に相談してください。

4. 児童生徒及び教員の中で罹患者が発生した場合は、学級閉鎖等を実施します。

登校については、学校から家庭に連絡します。

罹患者は医師により登校の許可があるまで出席停止とします。